

育児介護休業法改正のお知らせ



みくに労務管理事務所

TEL 027-243-5600

国は男女とも仕事と育児を両立できることを目指し育児介護休業法の改正を行います。
企業は以下の通り対応が必要になりますので概要をご確認下さい。

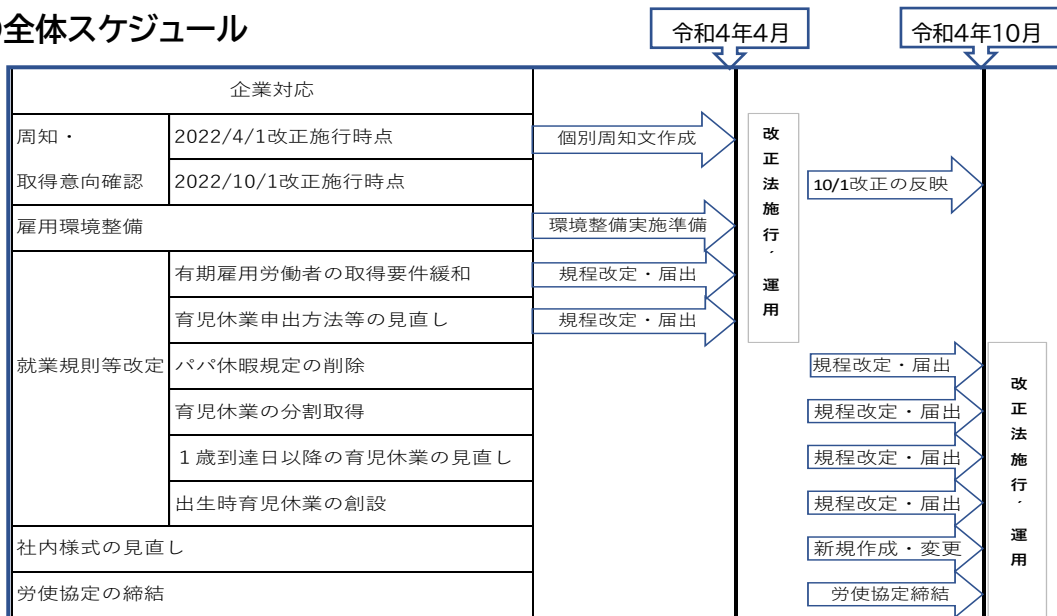
○令和4年4月1日からの主な改正内容は以下の3点です。

- ① 育児休業を取得しやすい雇用環境整備の義務付け
- ② 妊娠、出産を申し出た労働者に対する育休情報の個別周知と意向確認の義務付け
- ③ 引き続き雇用された期間が1年以上の者という要件が廃止

○令和4年10月1日からの主な改正内容は以下の2点です。

- ① 産後パパ育休を推進する「出生時育児休業」の新設
- ② 育児休業を2分割で取得可能

○今後の全体スケジュール



○詳細は厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

育児介護休業規程と関連書式の改定の作成依頼がございましたらお知らせ下さい。
後ほど当社からご連絡を致します。

※当社作成報酬は概ね(新規作成3万円・変更作成2万円)を予定しています。

みくに労務:FAX 027-224-4393

いずれかに○

育児介護休業法改正に伴う規程等の(作成・変更)を希望致します。

会社名

担当者様

電話番号